

○おいらせ町空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

平成27年6月8日

告示第43号

改正 平成28年2月10日告示第6号

改正 平成28年7月14日告示第49号

(目的)

第1条 この告示は、おいらせ町内の空き店舗及び空き事業所に新規出店又は開業した事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付し、空き店舗の有効活用と雇用機会の創出を目的とする。支援事業に対して、補助金を交付することに関し、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「空き店舗等」とは、過去に営業していた実績があり、現在、概ね1月以上営業が行われていない店舗、テナント、事業所等（兼用住宅も含む）をいう。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) おいらせ町内の空き店舗等を賃借、若しくは取得して開業したものの。

(2) 空き店舗等の持ち主又は借主。

(補助対象事業の条件)

第4条 補助金の対象事業となる空き店舗等は、次の各号の条件の全てを満たすものとする。

(1) 小売業、飲食業、サービス業に供する店舗及びその他町長が地域の活性化に寄与すると認める誘客施設、事業所で公序良俗に反し

ないもの。

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗及び店舗内（以下「当該店舗」という。）のものを除く空き店舗等。ただし、当該店舗で概ね1年以上営業が行われていない場合は、本条対象条件から除外することができる。

(3) 概ね週5日以上営業し、店舗の営業時間が概ね週30時間以上であること。

(4) 年間を通して、同一場所で1年以上継続して営業を行う計画があるもの。

(5) おいらせ町商工会の会員であること、又は、後日入会の意思があるもの。

(6) 町内の現店舗からの移店でないこと。ただし、天変地異等、本人の責めに帰さない事情による移店の場合は、この限りでない。

(7) 申請者が、納期の到来したすべての市区町村税について完納していること。

(8) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しておくこと。

(9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、町長の承認を受けた場合には、この限りではない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金は、事業に要した経費のうち、空き店舗等の改装費及び施設整備費に対して予算の範囲内で交付するものとし、その額は、出店1店舗につき改装費及び施設整備費の2分の1に相当する額とする。ただし、1店舗につき100万円を限度とする。

- 2 前項の施設整備費は、パソコン、ワープロ、コピー機等、汎用性の高い備品に係る経費を除くものとする。
- 3 第1項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、規則第3条による申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし町長が認めた場合は、書類の提出を一部省略することができるものとする。

(1) 個人にあつては商店及び事業所の概要、法人にあつては登記事項証明書

(2) 市区町村税の完納証明又は税金の滞納が無いことを証明する書類

(3) 空き店舗等の所有者及び管理者と締結した賃貸借・売買契約書及び領収書(写し)又は、それに準ずる書類

(4) 空き店舗等の改装工事請負業者と締結した工事請負契約書・図書及び領収書(写し)

(5) 改装費で改装したものの写真(改装前後)

(6) 施設整備費に係る見積書、請求書及び領収書(写し)

(7) 施設整備費で整備したものの写真(整備前後)

(8) 開業及び申請時から向う1年間の事業計画書及び資金計画書

(9) おいらせ町商工会会員であること、又は、後日入会の意思があることが証明できるもの

(10) 営業証明書(町発行)

(11) その他町長が必要と認めた書類

- 2 申請は、店舗等の開業の日から一年までを期限とする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、営業開始後に交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた申請者は、事業終了後速やかに、規則第11条に規定する補助金実績報告書を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 申請者が、虚偽の申請等によって不正に助成を受けた場合、町長は補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めのない事項については、必要に応じて町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成28年2月10日告示第6号)

- 1 この告示は告示の日から施行し、この告示による改正後のおいらせ町空き店舗等活用支援補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年7月14日告示第49号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後のおいらせ町空き店舗等活用支援補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に改正前の告示の規定により交付決定した補助金については、なお従前の例による。